

規 則

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年九月十二日

埼玉県人事委員会委員長 馬 橋 隆 紀

埼玉県人事委員会規則一八一―一二

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則（埼玉県人事委員会規則一八一―六）の一部を次のように改正する。

第六条第一号中「保育所における保育の実施」を「児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項に規定する認定こども園又は児童福祉法第二十四条第二項に規定する家庭的保育事業等における保育の利用」に改める。

第十二条を第十三条とし、第七条から第十一条までを一条ずつ繰り下げ、第六条の次に次の一条を加える。

（条例第二条の四の委員会規則で定める場合）

第七条 前条の規定は、条例第二条の四の委員会規則で定める場合について準用する。この場合において、前条中「一歳到達日」とあるのは、「一歳六か月到達日」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成二十九年十月一日から施行する。